令和８年度　第４回京丹後市こども未来まちづくり審議会　会議録

１．開催日時　令和８年９月３０日（水）午前９時３０分～午前１０時５５分
２．開催場所　京丹後市役所峰山庁舎１号館２階　１２５会議室
３．出 席 者
（１）こども未来まちづくり審議会委員
片西委員（会長）
田中委員、中村委員、浜上委員、山副委員、山本委員、水口委員
※欠席３人（味田委員（副会長)、岩渕委員、松井委員）
（２）こども未来まちづくり審議会事務局
こども部　蒲田部長
同　こども未来課　金木課長、吉岡課長補佐、北尻こども政策係長
同　子育て支援課　野村課長、高橋課長補佐
４．内容　別紙（会議次第）のとおり
５．公開又は非公開の別　公開
６．傍聴人　０人

＜開会＞
事務局：　皆様おはようございます。
本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
ただいまから、令和８年度第４回京丹後市こども未来まちづくり審議会を開会させていただきます。
それでは開会にあたりまして、片西会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長：　皆さんおはようございます。
大変ご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。
本日、第４回目の審議会ということで、答申に向けた最後の審議会となりました。この間、大変熱心にご審議いただき、それぞれの立場から思いやご意見などを聞かせていただきました。改めて感謝申し上げます。
このように「こどもまんなかのまちづくり条例」並びに「こども計画」について、しっかりと議論を尽くし練り上げていくことが、子どもたちが生き生きと輝き、未来に希望を持って活動していける環境づくりの、いわば魂を入れる作業であり出発点でもあると思います。
本日も率直なご意見をいただきまして、答申としてまとめていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：　続きまして、蒲田こども部長がご挨拶を申し上げます。

部　長：　皆さんおはようございます。
本日はご多用の中、本審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。
先ほど会長からもごあいさついただきました通り、本日は「こどもまんなかのまちづくり条例」と「こども計画」についての答申に向けた、最後のご審議をいただく場となっております。この間、本当に委員の皆様におかれましては、タイトなスケジュールの中、熱心にご審議をいただきまして、また多くの貴重なご意見を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。
そして、今後の予定ですが、本日の審議を経まして、来週１０月６日に答申をいただいた後、条例につきましては１２月議会、こども計画につきましては来年３月議会への提案を目指して、パブリックコメントなどの手続きを進めていく予定でございます。
それでは本日最後の審議となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：　本日の審議会委員の出欠状況ですが、味田副会長、岩渕委員、松井委員より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告いたします。
本審議会ですが、公開対象の会議となっております。会議録作成事務軽減のため録音機器を使用して行いますので、ご発言の際は必ずマイクをご利用

ください。
それではここからは片西会長に議事進行をお願いいたします。

＜議事＞
会　長：　それでは議事を進めていきたいと思います。
まず本日の議事録署名人ですが、山本委員、よろしくお願いいたします。
第１番目の議題としまして、京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：　（１）より「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（素案)」について、資料１及び参考資料１をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会　長：　ありがとうございました。
まず１点目は市民から寄せられた意見について。この辺も踏まえた条例づくりが大事ではないかということで、これについては後でご意見を伺いたいと思います。
まず素案についてですけれども、前回の皆さんのご意見をもとに文言の修正等していただきましたが、ご質問ありませんでしょうか。修正された素案につきましてご意見ありましたらお願いします。

委　員：　２つ目の点です。子どもの権利を主張するとともに他の人の権利も大事にしなければいけないという点ですが、提案していただいた内容でよいかと思っております。前文に「子どもを権利の主体として尊重し、その思いや意見を受け止め、子どもと共に、子どもにとって最もよいことを考える責任があります。また、子どもは、自分の権利が大切にされる経験を通じて」、ここが大事だと思います。何も受けていないのに相手に何かをするということはなかなかできないもので、小さい時からしっかりと自己主張なり権利なりを認めてもらった上で相手に対して返すことができると、子育ての根幹だと思いますし、訂正された内容で私はいいと思っております。

会　長：　補強的なご意見をいただきました。他いかがでしょうか。
条例につきましてはこの素案で一応了解ということで、また何かお気づきの点がありましたら最後にお願いいたします。
次に市民から寄せられたご意見ということで、これについてもよろしくお願いいたします。

委　員：　なかなか客観的なご意見だと思いますが、学習権の侵害があったと断定されていますし、そのことで教育委員会あるいは市に対する不信感が如実に出ている中身かと、そういう思いをお持ちかと思いますが、もちろん市民の方の意見ですから一方的にならざるを得ないと思いますが、実際にこういう事例があったのか私たちには判断できませんが、これをすべての条例案の中に不信感に基づいてしていくのは少し違うのではないかと。子どもをどう育てていくかというこの条例案の趣旨を踏まえていけば、それぞれいくつか提案がありますが、それを条文の中に盛り込みすぎると、変な言い方ですがいろいろなクレームがすべてそこを通さなければ、こういう条文があるからこうしなければいけないという、このこどもの条例が生き生きとしたものにならないと思いました。
当然何か問題があれば第三者委員会等立ち上げを行う機関はあるだろうと思いますし、そういうことは可能だと思いますけれども、不信感に基づいたご提案をこの文面から感じますのでどうかと思いましたし、先ほど前文の中にも削除せずに残すべきだと書かれましたけど、前文がきっちりと残されていると思いますので、それでいいのではないかと思います。
あまりにも率直な思いがしましたので、正直なところを申し上げました。

会　長：　他にありませんか。

委　員：　参考までに聞きたいんですけれども、１ページの後半、令和８年３月に出

された文教厚生常任委員会の政策提言書の中に「必要な制度的担保を図ること、関係機関が連携して支援につなげる体制づくりの基本方針を示すこと」とあるんですけれども、３月に提言されたばかりなのでその後の動きはまだないかと思うんですけれども、この提言を受けて具体的な動きとかがあるんでしょうか。

会　長：　ご質問もありました。他はどうでしょうか。
　私も読ませていただいて大変参考になる部分もあったし、一般の市民の方の話とはいえかなり専門的といいますか、例えば寝屋川市の監察課なんて、いろいろな市の例がありましたが寝屋川市はなかったですよね。だから、そこまで調べておられる方なので、相当事情に詳しい方のご意見だと思い聞かせてもらいました。委員が言われたこの部分については、内々の資料ということで広く知られていることではないんでしょうか。それともこういう事情は市内で結構噂になった上でのお話ですか。

事務局：　ご本人と教育委員会とでお話をされているということは聞いております。もしかすると近しい方々はご存じなのかもしれませんけれども、世間一般に知られていることではないと思っております。

会　長：　議員さんですか。

事務局：　議員ではありません。一般の市民の方です。審議会の資料は公開していますので、そういったのを見てのご提案なのかと。

会　長：　匿名ということですね。

事務局：　市民のご意見・ご提案という制度で出されたご意見で、内容・お名前ともに公表してもよい※と書かれていましたが、どこまで公表となるかは現時点では未定です。

※　「内容・お名前ともに公表してよい」とありますが、実際には匿名での公表を希望されていました。説明に誤りがありましたので訂正します。

会　長：　わかりました。そういう流れの中でのご意見のようですが、もうひとつのご質問についてはどうでしょうか。

事務局：　それぞれの常任委員会から政策提言が出されるんですけれども、委員会で話し合われて、こういった政策をしてくださいということで出されるので、何か事例があったからというわけではないと考えております。

事務局：　今回ご意見をいただいた方は議会の傍聴などもされていて、常任委員会からの政策提言として、子どもの権利条例について執行部で検討して作って欲しいというご意見をいただいた中のひとつという認識ですので、それを聞かれて、この方は重ねて意見を述べられているという認識です。

会　長：　よろしいでしょうか。
　他になければ、私も読ませていただいて感じたことですけれども、こうして広く市民の方々がこのことに関心を持っていただいてる。それについて、やはり関心を持って市民の中で広まっていく、周知されていくことが、この計画を進めていく上で一番大事なことだと思いますし、ひとつはその意味でよかったと思いました。
　それから「京丹後市こども計画（素案）に関して」ということで、「こども部以外の部課所管の事業が含まれます」ということで、市長部局から教育委員会事務局まで書かれております。
　これだけの計画を事業自体も含めてこども部のみで進めていくのは大変だろうし、子どもが中心ですので、やはり教育委員会の関わりが大変重要では

ないかと。こども未来課は元々教育委員会事務局に配置されていましたし。
こども計画でも、例えば６町に小学校がありますけども網野だけがアンケートに応じていませんでした。子どもの世界でも地域性や地理的な環境によって違うと思います。中学校は全部出ていました。なぜ小学校は１町ないのかと、全町に応じてほしいと思うならば、教育委員会事務局を通して出ていない学校に声をかけてもらったら、そういう漏れはなくなるのではないかと思いました。
３０年ほど前、当時は社会教育、今は生涯学習という認識が広まっていますけれども、生涯学習という意識は１９６５年にポール・ラングランが提唱したことに始まりますので、もう６０年ほどになります。随分歴史は長いですし日本においても３０年ぐらい前には広まっていました。
社会教育課に配属されて、学校との行事などいろいろあったので学校に折衝に行きましたけれども、社会教育が生涯学習と変わったことによって、それまでは学校と社会教育は別々のものでしたが、学校も社会教育のひとつの流れの中にあるんだという位置付けになったので、大変行きやすかったというか、子どもたちが成長していくひとつの、家庭の中で学校教育と言っているけれどもやがては社会教育の中に含まれていくし、学校までに幼児教育もあるんだということで、非常に行きやすかった覚えがあります。
ですから、教育委員会との関係性なり組織の上での連携なりは大事だということがひとつ。
それから、これは「子ども」という名を借りた大きなまちづくりプロジェクトで、子どもをまちづくりの中での大きなマクロ的な視点と、それに寄りすぎると肝心な子どもに目が、焦点がぼやけてしまわないかと。子どもに常に目を向けていないと、大きなものを広げ過ぎて肝心な子どもが疎かになっていかないかという懸念もあります。そういうことを避けるためには、やはり教育委員会との連携が非常に重要だと思ってこれを読ませていただきました。なのでその辺も参考にしてください。
他になければ次のこども計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：　（２）より京丹後市こども計画（素案 ）について、資料２をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会　長：　前回の審議会での委員の意見を考慮しながら、あるいは自らが気づいた部分も修正に加わっていると思いますし、その部分について細かに補足説明をしていただきました。何点か赤字になっているところ、前半はすべて説明していただいたんですけども、例えば３９ページの「認定こども園・保育所、学校及び地域における見守り」のところにも赤字があって、説明がないのはなぜかと思ったりしたんですけども、この辺も含めて全部修正した部分は、こういうことだということでいいですね。

事務局：　３９ページ、すみません、説明を飛ばしておりましたが、ここについても前回ご意見をいただいた部分でして、「主任児童委員や児童委員による地域での相談・見守り活動を充実し」という書きぶりだったんですけれども、一方的に児童委員の皆さんに負担感を負わせるような表現になっていたので、「充実」というよりも「連携を強化し、地域での相談・見守り活動を通じて、必要な支援につなげていく」という表現に改めたものです。

会　長：　皆さんからご意見いただきたいと思いますが、どうでしょうか。
こども計画について、何かご指摘とかご意見、感想等ありましたら。
前回の審議を十分に汲んでいただいたということでよろしいでしょうか。

委　員：　３２ページの「地域ぐるみの防犯対策の推進」のところに、防犯灯にプラスして防犯カメラと入れていただいたということで、やはりカメラがあることで犯罪の抑止力にもなりますしいいことだと思うんですけれど、こういう防犯カメラに対して市が何かプラスになるというか、例えば地域が主体に設置したものに補助しているとか、警察とかに依頼をかけているとか、そういうことがあるんでしょうか。

事務局：　防犯カメラについては、現在市が主導で設置しているものは、国の交付金等を活用して一定必要な所に整備しています。地域から個別に要望という形で上がってきたものに、補助金を交付して地域に設置していただくという制度もありますので、補助金を活用して設置するということもありますし、警察からも要請をいただいている状況とも聞いておりまして、警察主導でつけることも可能ではあると思うんですけれども、プライバシーの問題などもあってたくさん考えなしに設置することは難しいという状況も伺っておりますので、市の方向性としては、地域の要望に応じて補助金で支援をする、また、必要な箇所について精査し検討していくという形になっています。
　小中学校など学校関係も、文科省でも設置を推奨しているということも聞いていますので、そういったことも含めて、防犯カメラの設置を改めて追加しています。

会　長：　防犯カメラについてはそのようなことです。学校ということがございましたけれども、例えば通学路の注意喚起の看板もこういった事業の一環でしょうか。

事務局：　通学路の注意看板は通学路の安全管理といいますか、横断歩道がない箇所や狭い箇所については、教育委員会や市民課、こども未来課が一緒の、振興局・警察も入った会議が年に３回ほどありまして、そこでそういったことも確認しています。看板についても、市が設置するものもあれば、地域で設置していただいたり学校が設置することもありますので、あのような形で、防犯カメラ以外にも注意喚起が増えてくればいいと思っておりますので、もし通学路で危険な箇所がありましたら、教育委員会もしくはこども未来課に言っていただければ情報として挙げていきますので、よろしくお願いいたします。

会　長：　亀岡の方であってはならない事故もありましたし、京丹後市では通学路で大きな事故などはありませんか。

事務局：　今のところは聞いておりません。

会　長：　わかりました。他はいかがでしょうか。

委　員：　前回少し触れたかったと思いながら、こうして文章化されてできているので今更と思いますけれども、３０ページ、おそらくこれは教育委員会から出された内容かと思いますが、新しくできたこども計画のわくわく感が「安心して学び、成長できる環境づくり」のところに反映されていないというか、以前からこの４項目については聞いておりますし、それを教育委員会として重点的に取り組んでおられることも知っておりますが、新しいこども計画の中でもう少し斬新な、国際教育や情報教育など子どもがわくわくする、そういう環境づくりをぜひ載せて欲しかったと、実は思っておりました。
　今更ですけれども言わせていただきました。

会　長：　遅ればせながらということですが、６日が答申ですので少し時間的に厳しいかと思いますが、そういった趣旨につきましては考慮していただくということで、他はどうでしょうか。

委　員：　子どもの権利を守ろうという時代になってきていると思いますが、母親に負担がかかると母親の余裕がなくなるので、何というか、子どもに何かあったら子どもを見ている人に指導が行くと思うんですけど、何故そうなったのかというところは時代に合わせて変わらないのかと思っていて。
　例えば、地域活動が忙しくて父親が全く家にいないとか、そういうことを何とかしてもらえないかと思います。

会　長：　そのあたりも、子どもを大事にするということは子どもだけを大事にするのではなく、子どもの環境をということで、父親のことが今出ましたけれど

も、例えば父親が育休を取るとか、子育てのための時間を取るというようなことはどうでしょうかということで、以前の審議会でご意見を求めたこともあるんですけども。先ほども言いましたように、子どもに焦点を当てたとは言うものの、これはもう京丹後市のまちづくりなんですね、子どもを中心に据えた。ですから、そういったあたりきめ細かに市でしていただけたらいいなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：　私も常々思っておりまして、例えば消防団、遅くまで訓練をしている団もあると思います。消防団活動は非常に大切なことですけれども、言い方としては悪いですが、それにかこつけて育児を放ったらかしていませんか、子育てを母親まかせにしてませんかと。他ではお祭りの準備ですとか。
　子どもに対してはアンケートや出前講座などを行っていますが、大人に対しての周知も非常に必要だと思いますので、例えば学校のＰＴＡなどで出前講座をさせていただいたり、地区の行事などで区の方にお話をさせていただいたりといったことをやっていけたらと思っております。

会　長：　例えば、子どもがお父さんにこうして欲しいという思いを学校で作文に書くとか、子どもはこんなことを思っていますよということをご家庭に伝えて、お父さんにも振り返っていただくような機会を作る。こども部だけでは無理でしょうから、教育委員会と連携、あるいは教育委員会事務局の誰かがこの組織に入るとか、そういったことが繋がっていくのではないかと思いましたがよろしいでしょうか。他はいかがでしょう。
　そうしましたらこども計画につきましては終わりたいと思います。
　次に答申について、事務局から説明お願いいたします。

事務局：　（３）より答申について、資料３をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会　長：　市長に答申をするにあたっての案ということで、附帯意見についても４点ありますが、他にもっとこういったこともぜひ、というようなことがありましたら。

委　員：　附帯意見の１番目、とても消極的に書かれているんですが、この条例の趣旨や子どもの権利についてという部分をもっと強調して、こどもまんなか社会を作り実現するためには市民総力を挙げての働きかけが必要だと。一人一人、子どもを守るということは大人自身も、親も含めて成長していくんだということを書き加えた上で、否定的なご意見もあるかもわかりませんよというところもあった方がいいと思います。附帯意見としてあげるには、もう少しそのあたりの趣旨を強調した上で書いた方が、市長に意気込みが伝わるかと思っています。

会　長：　１番目からいきなり、大人が子どもを注意できなくなる。これは言わずもがなということですので、上段に上げなくても子どもを中心に据えたいということを色濃く出していったらどうかということですが。よろしいですか。
　他、いかがでしょうか。

委　員：　人権教育講演会で、子どもたちはそれぞれ将来に伸びる素晴らしい力を持っていると。その力を大人も信じてやりながら、子ども中心の世界を作っていくという中で、大人が元気でなければ子どもは元気にならないという話を聞かせていただきました。
　やはり大人が、父親はいろいろなことに出かけるし、家での子育ては母親任せになるという中では母親自身のストレスもたまりますし、父親との関係も悪くなったりということもあったり、また今の不景気で大人の経済的な部分でも、すごく精神面での負担もくるので、子どもたちを真ん中にすばらしい京丹後市をつくるという中に、大人も元気で、そしてそれが子どもも元気になるということも入ってもいいかなと感じました。

会　長：　大事なことですね。子どもが輝くためには大人も輝いていないと、将来あ

んな大人にというモデルがないとイメージしにくいと思いますが、その辺も取り込んでいただいたらということですが、よろしいでしょうか。
他どうでしょうか。

委　員：　いろいろ意見を聞かせていただいて本当にそうだなと思うんですけれど、附帯意見の項目がたくさんだと、計画に入れればいい話で、あまりここが盛りだくさんになると、言いたいことが相手に伝わりにくくならないかと思うので、意見を聞いていただいてあとは事務局で検討していただいて、いい形で当日持っていっていただいたらいいと思います。

会　長：　いたずらに項目を増やすばかりでなく、ひとつの項目の中に絞り込んでもいいと思いますし、受け手に対してインパクトがある形にしていただいたらということでしょうか。はい。他はいかがでしょうか。
それではこれらの意見も踏まえて、附帯意見について修正をしていただくということで。
確認ですけれども、附帯意見も含めて答申案について、最終的には私と副会長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。はい。
次に特定教育保育施設利用定員について、お願いいたします。

事務局：　（４）より特定教育・保育施設利用定員について、資料４をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会　長：　特定教育・保育施設利用定員についてはこども未来まちづくり審議会で確認をするということに基づきまして、ただいま説明がありました。
何かご質問ありましたらお願いいたします。

委　員：　私立のこども園と保育所から要望が出たということなんですけれども、現在の利用数と変更後の定員数で十分足りているなと思いますが、こうすることによって乖離は防げるということではなくて、補助金額の算定が変わってくるということがあるから私立が言ってくるのかなというあたりを教えて欲しいのと、もうひとつは、だんだん子どもが少なくなって、同じような状況が京丹後市立のこども園と保育所にも起こっていると思うんですけれど、対応はどういうふうに考えておられるかということを教えてください。

会　長：　２点につきましてお願いいたします。

事務局：　私立園の利用定員の変更につきましては、補助金の算定に定員数が影響してくるということをお聞きしております。なので、利用定員の変更が出てきたものと認識しております。
また、公立園所の利用定員ですけれども、子どもが減ってきている中での定員ということで、市全体として児童を受け入れる枠を確保しつつ、今後、利用定員の検討もしていく必要はあるかと思いますが、全体的な施設についても今後検討していく必要があると思いますので、またその時にはご審議をお願いいたします。

会　長：　他、いかがでしょうか。
それでは、用意しておりました４つの議題について審議が終わりましたけれども、全体を通じて何かございましたら、言い残したことでもいいです。

委　員：　条例なりこども計画なりが制定されていくと思うんですけれど、今日が最後の会議と言われたので、これが決定されたときに、先ほどから子どものためだけではなく町全体の計画である、ビジョンであるということを言われていますけれども、この条例なり計画を、市民全体にしっかりと認識できるように、何らかの手段で広報してほしいと思いますし、子どもたちに何とか、教育委員会を通じてなのか方法はわかりませんけれども、子育て環境日本一の京丹後市とすばらしいことを謳われているので、そういうすばらしい市に自分たちは住んでいるんだという、そして素晴らしい計画ができたんだ、条例もできたんだということを、子どもたちに何らかの形で具体的に知らせて

欲しいと思います。この機会に、この素晴らしい計画が子どもたちにも浸透してほしいと、すごく思います。

会　長：　ぜひ、計画だけでなく実態のある、子どもを中心に据えた京丹後市になっていってほしいなと本当に私も思います。
　他はいかがでしょうか。
　ないようでしたら全議事終了しまして、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：　ありがとうございました。
　それでは次第４、その他ということで、事務局から報告させていただきます。

事務局：　それでは参考資料２をご覧ください。
　令和７年２月７日に、いのちの会京丹後さんから「京丹後市妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言に関する陳情書」というものが議会に提出されました。
　令和７年６月定例会において採択されております。
　政策提言の中にも、この陳情書の願意を尊重してほしいということも入れ込まれておりましたし、市としましても、陳情の趣旨・願意を尊重しながら、市の条例や計画との整合性ですとか、文言の適正などを確認しながら、宣言という形で内容を整理していく方向で検討を進めておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。
　資料に陳情書の写しをつけております。陳情者の願意としましては、妊婦とお腹の赤ちゃんの子育てを市として応援する宣言を出すことによって、命の重さ、大切さを市民に広く共有したいということ、また、市の子育て施策、市の魅力を発信して、市民全体に子育て支援の輪を広げたいという趣旨と聞いておりますし、次のページには、いのちの会京丹後から宣言の文例として示されたものを、案として載せております。
　文教厚生常任委員会での報告では、陳情者は、宣言文の表現については趣旨が伝われば文言は変えても構わない、妊婦が不安にならず、安心して出産・子育てができる環境づくりを、まち全体で取り組むことを強調したいということ、出産しない選択をする方の権利は否定をしません、個人の選択を尊重した上で、経済不安など育てられない理由というものがあれば、それを減らす支援を求めたいとの思いを述べられておられますという委員会からの報告もありました。
　その際議員からも、京丹後市のまちづくり基本条例の理念とも一致する、具体化する第一歩になるであるとか、目指すべき未来像と重なるといった賛同意見も出ております。また、妊婦とお腹の赤ちゃんというところに焦点があるという意見につきましても、文案の修正や発信の工夫によっては、宣言の意図をより広く共感を持って伝えることができるのではないかという意見が出ておりました。
　こうしたことを踏まえまして、市としましても、この宣言を今回のこどもまんなかのまちづくり条例の制定及びこども計画の策定に合わせて、先ほどもありましたように、子どもだけではありませんが、こういうことをしっかりと広める機運醸成のための大切なメッセージとして、今後様々な機会を通して発信していくものとして検討ができればと考えております。
　委員の皆様からも、ぜひご意見を聞かせていただきまして整理をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　こちらの思いとしては、このいのちの会京丹後の文案を尊重しつつ、こどもまんなかのまちづくり条例の、例えば前文に込めた皆さんからの思いも入れ込みたいと思っていますので、そういったあたりも含めて、どのように整理していったらよいかというご意見でも、あればいただきたいと思っております。

事務局：　陳情書について共有させていただきましたが、これに関しまして何かご意見等ありますでしょうか。こういったことを入れたほうがよいのではないかというようなこともいただければと思います。

事務局：　すでに皆さんにご審議いただきました条例につきましては、この陳情の中身についても入れている部分がございます。皆さんのご意見も踏まえましてこの条例も作り上げておりますので、この宣言については、今日この場で決めるということではございませんが、今後、条例や計画を議会に上程する中で、タイミングはどうなるかわかりませんが、この宣言についても検討させてもらえることになるかなということで、委員の皆様にはそういった趣旨も含めまして、見ていただきまして、ご意見についても、もし今日あればということで出させていただいた次第ですので、また何かありましたらいただけたらと思います。今日この場でなくても結構かと思っておりますのでまたよろしくお願いいたします。

委　員：　宣言文の中に、「まち」というのが漢字で「街」になっていますけれども、市はひらがなで「まち」になっているので、そのあたりの統一性というのはよくわからないんですけれど。あまりこの都会的な「街」というのは馴染みがないかなと思って。

事務局：　ありがとうございます。他にありますでしょうか。
　今見ていただいたところですので、後日でも結構ですので何かありましたらご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
　それではもうひとつよろしくお願いします。

事務局：　続きまして、移動型遊び場「あそぼーＣａｒ」という緑のパンフレットをご覧ください。
　前回の審議会で、「きょうたんごあそぼーＤＡＹ」ということで、屋内の巡回型遊び場がスタートしましたとご報告させていただいたところですけれども、それに続くものとしまして、この移動型遊び場というものを１０月から開始する予定にしております。このパンフレットにつきましては、１０月９日に全戸配布をさせていただく予定としております。
　この移動型遊び場については、表紙に「地域とつくるあそび場」と書いております。「地域団体からのお申込みに応じて出張します」ということで、単独であちこちで開催するというよりは、地域の自治会や子育て支援団体が集まりをされる時に、子ども向けの催しということで合わせて呼んでいただいて、「このあそぼーＣａｒ」で出張して遊び場を展開するという取組になっております。中を開いていただきましたら、イメージイラストを掲載していますけれども、特徴としましては、この「あそぼーＣａｒ」が来ることで、普段遊び場ではない場所が遊び場に変わるというものでして、屋内外問わずどちらでも開催可能ということになっております。
　ただし、内容を見ていただいたらわかるんですけれども、既製品の大型遊具があったりというものではなく、メンコとかけん玉とか書いてますけれども昔遊びであったり、大きな紙に思いきり思いのままに絵を描いてみるであったり、ダンボールで秘密基地作ってみようだったり、子ども自身の志向に応じて自由に考えて自分で遊ぶと。さらにそこには地域の人たちが入っていって、多世代交流の場にもなるのではないかということで、これが各地に出張することで広い京丹後市域の遊び場を全体的に、小規模ながらも確保していくという取組です。
　地域団体からの申し込みに応じて出張するということで、ホームページで募集開始を考えておりますし、もちろん無料で出張ということになります。
　最後のページ、この遊び場は誰がやるのかということですけれども、阿瀬さんという方が今年地域おこし協力隊に着任されているんですけれども、この阿瀬さんがプレーワーカーとなって、この車両に乗って各地域に出張していき、地域の人たちと一緒に遊びを展開していく取組ということで、まだ駆け出しですので、徐々に育っていく取組かなと思っておりますけれども、こういった取組が始まるということをご承知おきいただきたいと思います。

事務局：　移動型遊び場「あそぼーＣａｒ」ということで、パンフレットを共有させていただきました。すでに予算を計上した段階でお問い合わせ等もいただいておりますので、また何かありましたらお問い合わせいただければと思います。ぜひ活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

委　員：　「あそぼーＣａｒ」の説明を聞かせていただいて、いろいろな遊びを求めておられる親子にとってはとてもいいことだと思います。
　これに関しまして、峰山町と丹後町で「あそぼーＤＡＹ」が実施されまして、保護者の方に聞いてみると、とても希望者が多くて、午前のクールに行きたくても抽選に外れて午後のクールになったと。そうすると子どもは眠たくなるし行けないしという声も聞きながら、でも全体的にはすごく好評だったということをお聞きしています。目新しいことですしたくさん申込もあると思うんですけれど、地元の本当に行きたい人が抽選に外れて、別の町の方がたくさん当たっているという辺りはどうかと思って、抽選もされながら、選択するのは難しいと思うんですけれど、やはり地元の方を優先しながらそれ以外の方は抽選するとか、そういうことをされたのかと。
　それから２回実施された中での評価と、反省というか課題などがありましたら、簡単でいいです。聞かせてください。

事務局：　今、峰山と丹後で実施して非常に好評もいただいてるところですけれども、おっしゃられた通り、抽選漏れが結構な数で出てしまったということで、会場の広さによって定員を設定しながら募集をしているんですけれども、ご指摘の通り地元の方が落ちてしまうというケースもございます。その辺りは今後工夫できればと思うんですけれども、非常に多くの申込の中で選びながら抽選をしていくというのが、かなり難しい部分もございまして、工夫できることがないかということも検討しながら、できるだけ地元の人に参加していただくということを考えていきたいと思います。
　今現在の抽選の仕方としては、基本的には初めての人はできるだけ参加いただけるような形、複数回参加されている方は優先順位的には落としながら、初めての人にできるだけ体験していただくことを重視して抽選しているところです。
　全体的な評価ということで、アンケートの結果などを見ても非常にありがたいというような、こんな屋内で遊び場ができてというようなこともいただいておりますし、会場の広さがもっとあればいいなというご意見もあるんですけれども、そういったご意見を踏まえまして、来年度以降どんな形で遊び場ができるのかということを検討していきたいと考えておりますので、委員の皆さんもぜひ見に来ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委　員：　いろいろと考えていい取り組みを広げていっていただいていて、本当にありがたいなと思います。
　「きょうたんごあそぼーＤＡＹ」はどちらかといえば幼児向けかという気はするんですが、「あそぼーＣａｒ」は小学生でも楽しめるようなすばらしい企画だなと思いますが、幼児は親が一緒に行って楽しむという感じですけれど、小学生になると、行ってきたらっていうことになると思うんです。
　吉原地区の公民館活動で、夏休みに、誰でも遊びに来ていいですよ、好きな遊びをしましょうという活動があったようで、防災無線で呼びかけられていたので、孫に行ってきたらと言ったんですけど、「それは友達と約束して行きたい人が、約束した人が行くところだよ、だから行かない」みたいなこと言っていました。小学生や中学生を動かすのはすごく難しいし、今が第一歩でこれから口コミとかで広がって行きたい場所になってくると思うんですけれども、教育委員会とも連携して、学校でも子どもたちに呼びかけてもいいかなと思いました。

事務局：　「あそぼーＣａｒ」のパンフレットにつきましては、地域の方とかに見ていただくものになりますので、今度ここに行くよということが決まりましたら、市から周知をさせていただけたらと思っております。
　その他、ご意見などありますでしょうか。
　それでは以上で全ての議題が終わりました。本来であれば閉会にあたりまして、味田副会長にご挨拶いただくんですけれども、本日ご欠席ということですので、部長から一言ということでよろしくお願いします。

＜閉会＞

部　長：　時間が少し超過して申し訳ございません。

本日も本当に熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

この間非常にタイトなスケジュールで、毎月のように来ていただいたわけですけれども、本当に委員の皆様にはそれぞれのお立場から、率直でまた貴重なご意見をたくさんいただき、感謝の気持ちでいっぱいであります。

そして、この条例と計画、初めて制定するものでもありますので、皆さんのお声をしっかりと受けとめて、６日の答申に向けて、最終の調整をして参りたいと思っております。

この条例や計画というのは、でき上がってからこの後どうしていくかということが非常に重要であると考えておりますので、皆様には、我々が作りましたこの条例・計画が、子どもや子育て世帯の思いや希望が共有され、また日々の取組や事業等に活かされているのかということも含めまして、引き続きしっかりと見守っていただきたいと思っておりますし、答申までのこの審議会は以上で終了となりますが、また皆様にはお願いをして審議をしていただくことも出てくるかと思いますので、いろいろな場でご意見をいただけたらと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

本当にいろいろとありがとうございました。

そして本日もお疲れ様でした。